

《《《 社員表彰のご案内 》》》

会員企業の今と未来を担う社員の皆さんが対象の「東京工業団体連合会会長表彰」と東京商工会議所板橋支部主催の「板橋青年優秀技能者・技術者表彰」。いずれも締め切り間近です。応募要件が若干異なりますので、募集要項等をご確認のうえ期日までにご推薦ください。

● 東京工業団体連合会 従業員表彰

資格基準： 事業主が推薦する方で、次の要件を満たしている方



(1) 同一の事業所に引き続き 20 年以上勤務していること。

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(2) 職務に精励し、経営の合理化、技術の改善、生産・販売の向上、勤労意欲の高揚等に尽力し、勤務成績が優秀であって他の模範と認められること。

その他要件があります。

申請締切： 令和 2 年 11 月 27 日（金）

提出書類： 経歴及び事績調書（様式第 2 号）

資料同封

協 賛 金： 表彰申請 1 名につき「表彰事業協賛金（記念品代を含む）」6,000 円
（懇親会ご出席の場合は+2,000 円）

※式典・懇親会は今後のコロナウイルス感染症の動向次第で中止になる場合があります。
式典中止の場合の協賛金は 4,500 円に変更になります。

問合せ・申請用紙請求・申込み： （一社）板橋産業連合会事務局 電話 03-3962-0131

● 板橋青年優秀技能者・技術者表彰（FINE WORKER）

〈主催：東京商工会議所板橋支部、板橋産業連合会など後援〉
板橋区内で製造業を営む企業（板橋区内に本社、工場、事業所等を有する企業の従業員。東京商工会議所の会員・非会員は問いません。

年齢要件： 40 歳以下で、原則として当該企業に勤務して 5 年以上経過していること。（令和 3 年 3 月 31 日現在）

応募締切： 令和 2 年 11 月 13 日（金）



詳細・申込みはホームページから

板橋支部 FINE WORKER

🔍 検索



板橋産連ビジネス英会話のご案内

資料同封

ビジネスに限らず日常でも英語に接する機会が増えています。そこで板橋産業連合会では、ネイティブの外国人講師による全12回のビジネス英会話教室を開催します。多少は英語が話せるが外国人との会話に躊躇がある方、ビジネスの場面でも自ら積極的に話しかけられるようになりたい方など、1グループ4人程度の少人数制のレッスンです。是非ご参加ください。

※今回はオンライン講座となっております、自宅や会社等で受講が出来ますがPC等の環境は受講者でご用意ください。環境が用意できない方は事前申込により産連会館にてオンライン講座に参加いただく事もできます。

基礎クラス2コース、中級クラス2コースの全4コースを開催。開催日時は下表のとおりです。(AとCグループ、BとDグループは同レベル・同内容で行います。)

週1回開催 毎週水曜日	基礎クラス Aグループ 開催時間：18：30～19：30		中級クラス Bグループ 開催時間 19：50～20：50	
	開催日 (全12回)	12/16(水)、12/23(水)、1/13(水)、1/20(水)、1/27(水)、2/3(水)、 2/10(水)、2/17(水)、2/24(水)、3/3(水)、3/10日(水)、3/17日(水)		
週2回開催 毎週 月、金曜日	基礎クラス Cグループ 開催時間：18：30～19：30		中級クラス Dグループ 開催時間 19：50～20：50	
	開催日 (全12回)	12/11(金)、12/14(月)、12/18(金)、12/21(月)、12/25(金)、1/8(金)、 1/15(金)、1/18(月)、1/22(金)、1/25(月)、1/29(金)、2/1(月)		

詳細・申込みは同封のご案内もしくはホームページから

板橋産連 ビジネス英会話

Q 検索

QR

環境管理研究会第2回研修会のご案内

資料同封

最近ではSDGsについて実践している企業も増えてきてSDGsという言葉を目にする機会も多くなりました。そこでSDGsとは何か、何故SDGsが必要とされるのかを基本から解説いたします。また中小企業等のSDGsの取組やSDGsに取り組むメリットをはじめ、どのようにSDGsに対応していけばよいかをお話しいたします。

- ◆ 開催日時 令和2年12月10日(木) 15時～17時
- ◆ 会場 板橋産連会館3階 オンラインにて同時配信予定
- ◆ 内容 「中小企業のSDGs対応セミナー(仮題)」

QR

詳細・申込みは同封のご案内もしくはホームページから

環境管理研究会セミナー

Q 検索

11月は「労働保険適用促進強化期間」です！

●●● ハローワーク池袋からのお知らせ ●●●

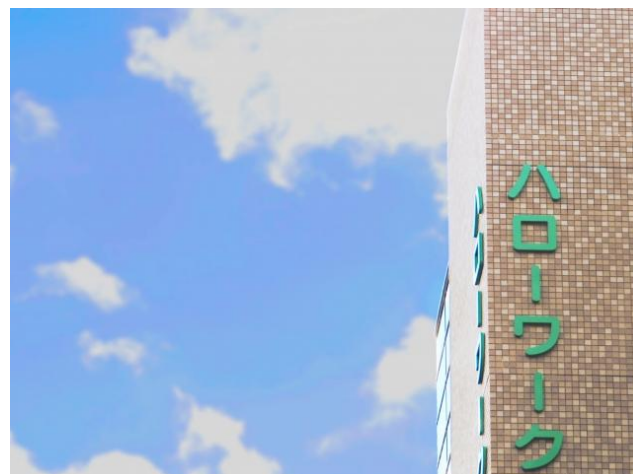
厚生労働省では、「労働保険」の未手続事業所の解消に向け、毎年11月を「労働保険適用促進強化期間」としています。

労働保険は、労働者が失業した時の失業給付、労働災害にあった時の労災給付などを行うものです。

正社員、派遣、パート、アルバイトなどの雇用形態を問わず、一人でも労働者を雇用している事業主は、労働保険の加入義務があります。

加入方法など詳しくはお問い合わせください。

問合せ：■ハローワーク池袋 雇用保険適用課
電話 03-3988-6662 または
■池袋労働基準監督署労災課
電話 03-3971-1259



画像はイメージです。

東京都立中央・城北職業能力開発センター 板橋校からのご案内 (板橋区舟渡 2-2-1)

●●● キャリアアップ講習11月募集のお知らせ ●●●

「ハロートレーニング 急がば学べ」を合言葉に、板橋校（JR埼京線浮間舟渡駅徒歩3分）は、働いている方のために、新たな技術や知識の習得、各種資格の取得のための短期講習を行っています。



今回は、11月の募集コースの紹介をします。どのコースも実務に使えるノウハウ満載で毎回好評です。企業受付をご利用いただくと、一般の受付と別枠で優先的に申込できますので、研修として活用できます。申込みお待ちしております。

募集期間 11月1日～10日

募集コース（土日3日間）

- ①Accessによる業務管理実践編（¥6,500）
- ②表計算(Excel)【中級】実践編②（¥6,500）
- ③ビジネス文書(企画資料)の作成（¥6,500）
- ④社内情報化推進担当者のための基礎知識（¥1,600）
- ⑤PowerPointによるプレゼンテーション（¥6,500）

詳しい日程・申込み方法等問合せは

■都立中央・城北職業能力開発センター板橋校
電話： 03-3966-5421

板橋校

Q検索

キャリアアップ講習の詳細は、
下記のページでご確認ください。



https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/vsdc/itabashi/carrer_guide_2020.pdf

2020年6月1日から

職場におけるハラスメント防止対策が強化されました！

●●● パワーハラスメント防止措置が事業主の義務※となりました！ ●●●

※中小事業主は2022年（令和4年）4月1日から義務化されます。早めの対応が必要です。

■職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
 - ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、
- ①～③までの要素をすべて満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については該当しません。



●●● 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置 ●●●

パワーハラスメント防止対策の義務化により、事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

■事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

■相談に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対処できるようにすること

■職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと（注1）
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと（注1）
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講じること（注2）

（注1）事実確認ができた場合 （注2）事実確認ができなかった場合も同様

■そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー（注3）を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること （注3）性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報を含む
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

●●● 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止 ●●●

事業主は、労働者が職場におけるパワハラについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

●●● ポータルサイト「あかるい職場応援団」をご活用ください ●●●

「あかるい職場応援団」では、パワーハラスメント対策に関する各種情報を発信しています。サイト内では、パワーハラスメント対策の内容、関係法令、社内規定例を掲載、解説したパンフレットがダウンロードできるほか、解説動画も視聴できます。



詳細はホームページをご覧ください。

あかるい職場応援団

Q 検索



あかるい職場応援団
公式Facebook



あかるい職場応援団
公式Twitter

問合せ： 東京労働局 雇用環境・均等部指導課 電話：03-3512-1611

働く女性の母性健康管理

男女雇用機会均等法により、妊娠中の女性労働者が申し出た場合には、健診等の受診のための必要な時間の確保や主治医等の指導事項（通勤緩和等）の措置を行うことが事業主の義務となっています。



●● 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理 ●●

男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするための必要な措置（通勤緩和、休憩、勤務時間短縮等）を講じることが事業主に義務づけられています。

●● 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理 ●●

働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染についての不安やストレスを抱える場合があります。こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、上記の母性健康管理上の措置に加え、新型コロナウイルス感染症に関する下記の措置が新たに規定されました。

■措置内容（例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）

■本措置の対象期間： 令和2年5月7日～3年1月31日

●● 厚生労働省ホームページの活用 ●●

母性健康管理措置の詳細は、厚生労働省ホームページの「女性労働者の母性健康管理のために」ページをご参照ください。

厚生労働省 母性健康管理

Q 検索



問合せ： 東京労働局 雇用環境・均等部指導課 電話：03-3512-1611

〈新年賀詞交歓会 中止のお知らせ〉



板橋産業連合会の新年賀詞交歓会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とさせていただきます。

理事会・専門委員会などの活動状況

○ 10月理事会

開催日：10月22日 17:00～

内 容：当面の会議（理事会・役員会）や新年賀詞交歓会の開催の可否等について協議を行った

○ 令和2年度第2回建設準備委員会

開催日：10月 1日 16:00～

内 容：近隣施設との差別化をどう図っていくか等についてマンション管理会社の意見を聞いた。

今後の主な予定

開催日	行 事	備 考
11月12日 ～12月3日	ビジネス英語講座 毎週木曜日（全4回）	産連3階会議室 及びオンライン
12月10日	板橋環境管理研究会 第2回研修会 「SDGs」	産連3階会議室 及びオンライン
12月11日～ 2月1日	ビジネス英会話 週2回コース（月、金）	オンライン講座
12月16日～ 3月17日	ビジネス英会話 週1回コース（水）	オンライン講座



● 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》